

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	就学管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東秩父村は就学管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

就学管理事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

東秩父村教育委員会

公表日

平成27年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学管理事務
②事務の概要	学校教育法等、学校保健安全法の規則に則り、 学齢簿の出力、小学校・中学校の通学通知の発行等、③経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童または学齢児童の保護者に対するの援助を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①学齢簿の編成(住民基本台帳より新就学者の登録を学齢簿に行う。) ②学齢簿異動処理 ③就学援助の申請受付・認定・支給処理
③システムの名称	就学管理システム 就学援助システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
児童生徒情報ファイル 就学援助費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第27項 並びに内閣府・総務省令第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第38項 並びに内閣府・総務省令第24条 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第26、87項 並びに内閣府・総務省令第19条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会
②所属長	教育委員会事務局長 野村 智
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 住所:埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634 電話:0493-82-1221(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会 住所:埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634 電話:0493-82-1221(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

